

日本における「芸術家のための互助の仕組み」づくりの提案 ～アンケート結果と日本の制度から考える～

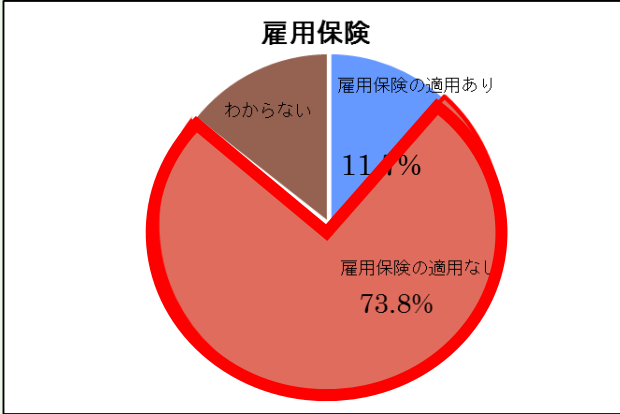
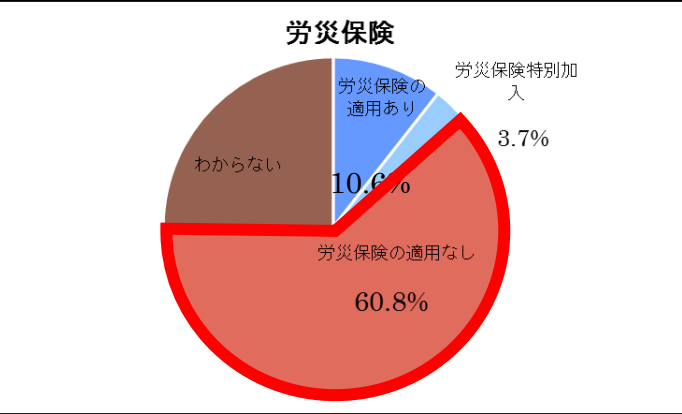
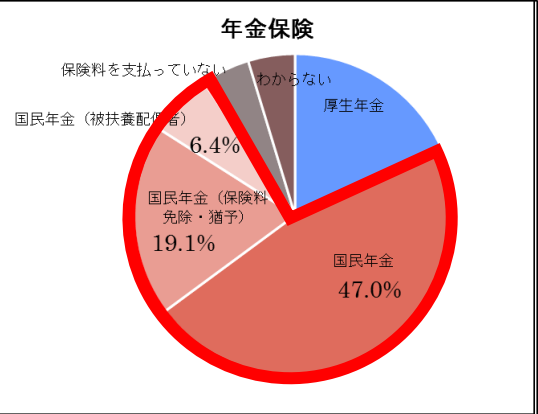
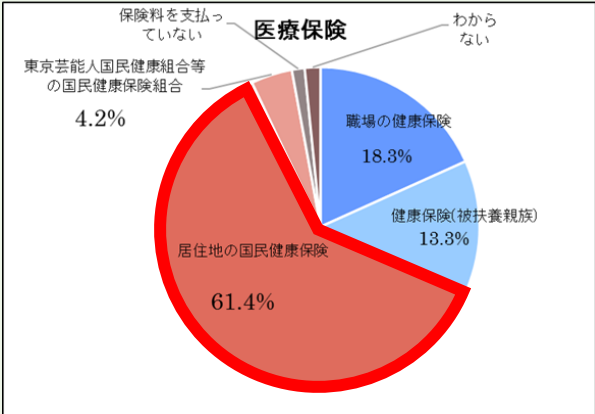
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

榎野 睦子

2024.7.14

コロナ禍で改めて浮き彫りになった芸術家の活動基盤の脆弱さー2023年アンケート調査よりー

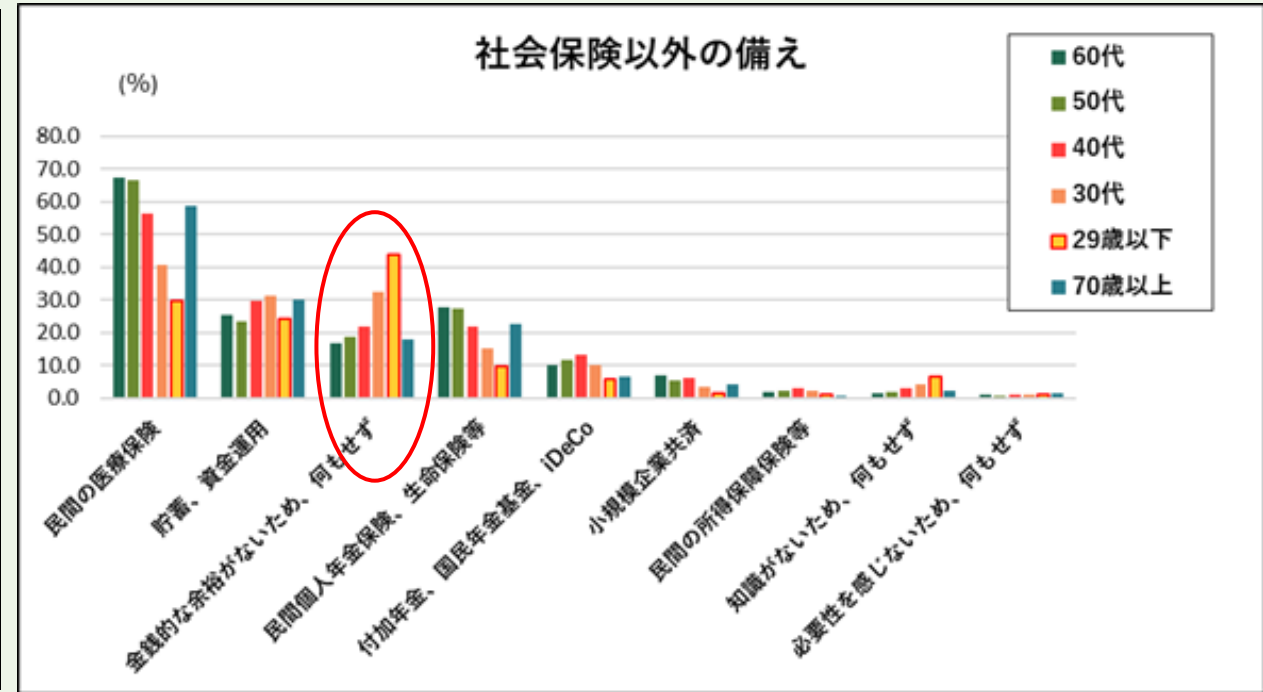
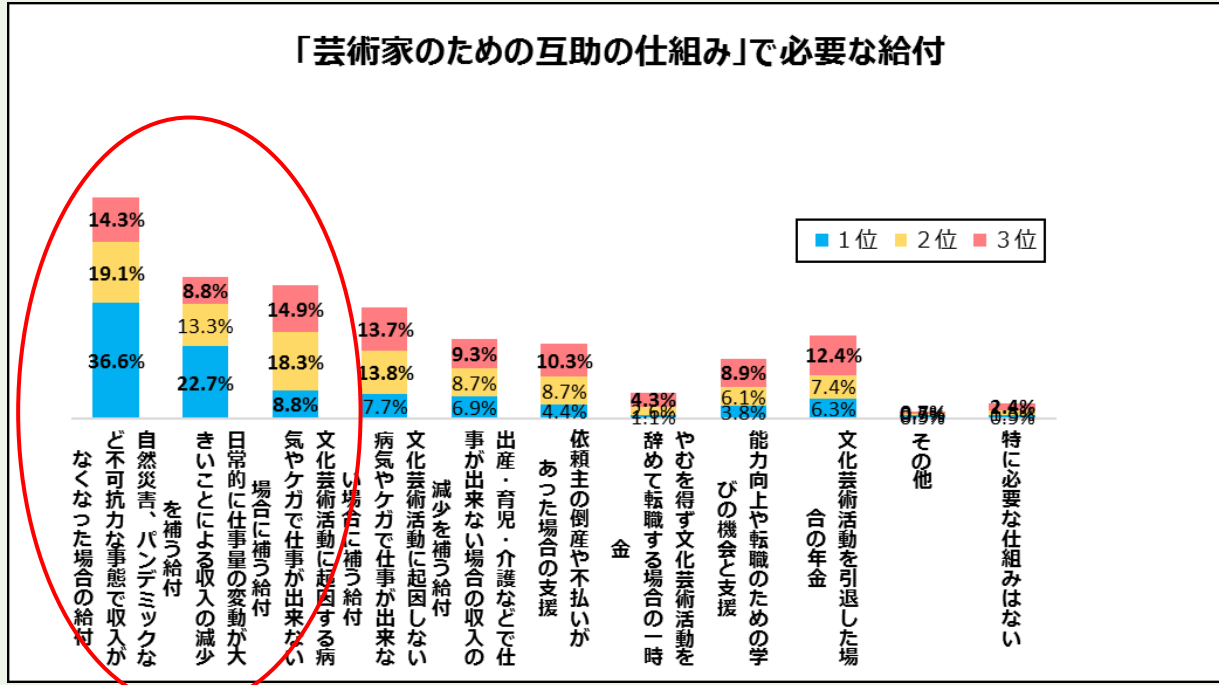
➤ 雇用されずに活動する芸術家が多い→6～7割が個人事業者向けの社会保障制度に加入しており、かつ労働保険の適用がない



保障内容	個人事業者	会社員 (被用者・労働者)	
老後の所得保障	国民年金	厚生年金	国民年金は保険料を全額自己負担 厚生年金は使用者（会社）が保険料を半額負担 厚生年金は国民年金より保護が手厚い
障がいを負ったときの所得保障			
死亡時の遺族の所得保障			
ケガや病気で休業中の所得保障	国民健康保険	健康保険	国民健康保険（国保）でも任意で給付可能 市町村国保はほとんど実施せず
産休中の所得保障			
育休中の所得保障			
介護休業中の所得保障	国民年金	雇用保険	個人事業者は雇用保険に加入できない
工作中・通勤中のケガや病気の治療・入院		労災保険	国保は3割自己負担。労災保険は原則自己負担なし
工作中・通勤中のケガや病気で治療休業中の所得保障		労災保険	
工作中・通勤中のケガや病気で障がいが残ったときの保障	国民年金	労災保険 +厚生年金	国民年金は保険料を全額自己負担 厚生年金は使用者（会社）が保険料を半額負担 労災保険+厚生年金は国民年金のみより保護が手厚い
工作中・通勤中のケガや病気で死亡した時の遺族への保障	国民年金		
失業時の生活保障	求職者支援制度		求職者支援制度には、収入や貯金の条件あり
スキルアップのための教育訓練の受講		雇用保険	
再就職時の面接旅費や引っ越し代など			個人事業者は雇用保険に加入できない

コロナ禍で改めて浮き彫りになった芸術家の活動基盤の脆弱さー2023年アンケート調査よりー

➤ 収入変動への備え、労災補償へのニーズが高いが、金銭的な余裕がないため万が一への備えが十分にできていない



文化芸術推進基本計画（第2期）（2023年3月閣議決定）第4：第2期計画における重点取組及び施策群

①重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進【計画期間中に取り組みべき重要施策】

○文化芸術の担い手が、持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、…、芸術家等が個人事業主等として事業を継続し、専念して活動ができる仕組みの検討も含め、活動基盤強化のための取組を、民間企業と連携しつつ、関係省庁間で推進する。

芸団協の取組み

- 2022年9月 「芸術家の社会保障等に関する研究会」を立ち上げ、独仏韓の芸術家のための社会保障制度について調査研究開始(翌年5月報告書公表)
- 2023年10月 同研究会において、日本の実情に合わせた芸術家のためのセーフティネットの在り方について検討開始（翌年4月審議のまとめ公表）
- 2024年4月 「芸術家のための互助の仕組み」に関する中間提言を公表
- 2024年6月 同研究会において、アメリカにおける社会保障制度、芸術家のための相互扶助のしくみについて調査研究開始

芸術家の働き方の特性に配慮した社会保障制度を設ける諸外国の共通点

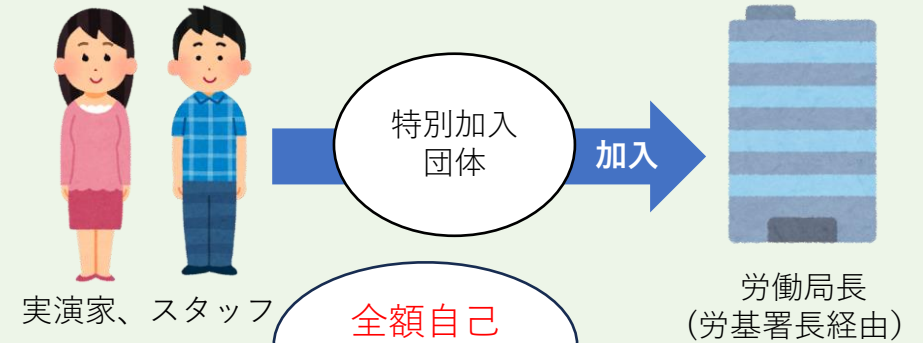
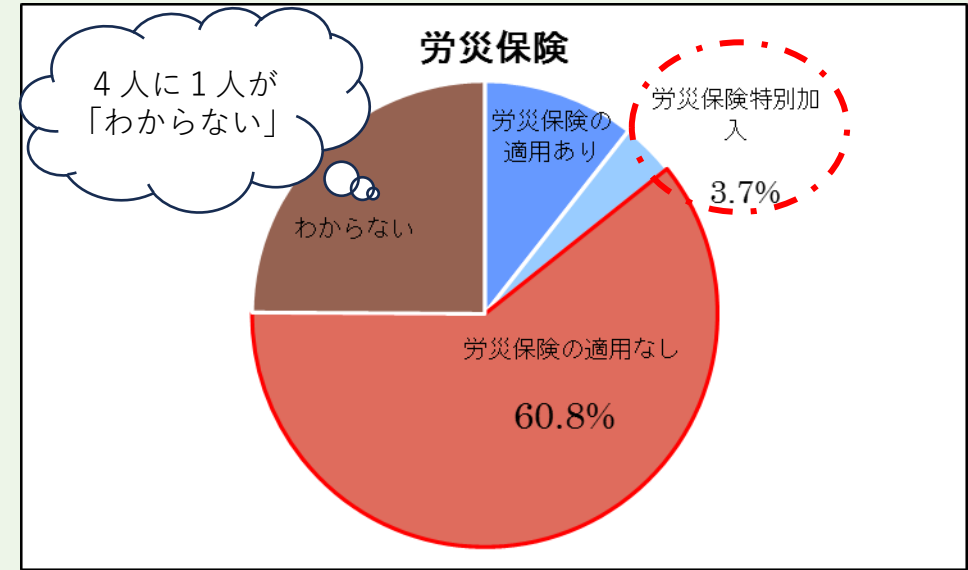
- ▶ 芸術家のための特別な制度を構築するのではなく、個人事業者として働く芸術家を既存の会社員（被用者・労働者）用の制度につなげる工夫をしている
- ▶ 会社員用の保険と同様の保険料軽減。依頼主が複数いることが多い芸術家の働き方を考慮し、使用者が負担すべき保険料を業界又は国が総体として負担

	フランス	ドイツ	韓国	アメリカ
芸術家を職業専門家として認める方法	実演家：実演家の協力を有償で確保する契約を労働契約と推定 →契約対象の実演家には、労働者として、一般被用者向けの社会保障制度と労災保険・失業保険を適用 芸術家・著作者：社会保障制度上は被用者扱い（労災保険・失業保険は対象外）	・商業的規模で長期的に自営業として活動しており、有償契約による年収3,900€（約50万円）以上の芸術家・文筆家及びそれらの分野の教授者は芸術家社会保険（医療、介護、法定年金）に強制加入	・芸術家福祉財団による福祉事業の対象となるには、芸術活動証明※を完了させる必要がある ※芸術活動証明(一般) ①公表された芸術活動実績、②芸術活動収入等による申請を、各分野の専門家で構成された審議委員会で審査	・労働組合※の加入要件 ※アメリカでは、労働者から過半数の支持を得ただけ一つの労働組合だけが、使用者と団体交渉を行い、労働協約を締結できる。以下Actors' Equity Association（舞台俳優、舞台監督等の労働組合）の例
社会保険料の軽減措置	・実演家：保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70% ・芸術家・著作者：被用者扱いで、使用者負担相当分を作品利用者や販売者（流通者）が負担。保険料逡減率を適用	芸術家等の保険料負担は50%。残りは国（20%）、市場に出す者（30%）が負担	・標準契約書による契約締結：芸術家・事業者双方の契約期間中の国民年金保険料支援（40%） ・標準契約の教育履修：芸術家の国民年金保険料支援（50%、最大6か月）	労働組合と使用者団体が医療保険、年金保険、401(k)の基金を共同運営 団体協約に基づき、雇用主が基金への拠出を求められる仕事に従事した週数により、受給資格を得る
労災保険	実演家のみ。保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70%	職能団体を通じた任意加入（加入者が保険料を全額負担）	中小企業主として任意加入（加入者が保険料を全額負担）。芸術家福祉財団が、芸術活動証明を完了している芸術家に対し、保険料の50%支援	全州で異なる制度 使用者が保険料を全額負担 雇用契約期間中、使用者は俳優等の労災保険加入
失業保険	有償契約を締結する舞台芸術の実演家・技術者を対象とした制度あり	芸術家特有の制度はないが、週15時間以上の自営業を営む者は任意加入	芸術家も雇用保険の対象。月平均報酬260万₩未満の芸術家に対し、保険料支援	連邦政府が定めた基準に従い、各州が独自に運営 大半の州で使用者が保険料を全額負担 雇用契約期間中、使用者は俳優等の失業保険加入

日本で個人事業者である芸術家を既存の公的仕組みにつなげる糸口は労災保険特別加入制度

保障内容	個人事業者	会社員 (被用者・労働者)
老後の所得保障	国民年金	厚生年金
障がいを負ったときの所得保障		
死亡時の遺族の所得保障	国民年金	健康保険
ケガや病気で休業中の所得保障		
産休中の所得保障	国民年金	雇用保険
育休中の所得保障		
介護休業中の所得保障	国民健康保険	労災保険
仕事中・通勤中のケガや病気の治療・入院	国民健康保険	労災保険
仕事中・通勤中のケガや病気で治療休業中の所得保障	国民年金	労災保険 +厚生年金
仕事中・通勤中のケガや病気で障がいが残ったときの保障	国民年金	雇用保険
仕事中・通勤中のケガや病気で死亡した時の遺族への保障	求職者支援制度	
失業時の生活保障		
スキルアップのための教育訓練の受講		
再就職時の面接旅費や引っ越し代など		

2021年度、芸能関係作業従事者（実演家、スタッフなど）、アニメーション作業従事者が任意で労災保険に特別加入できるように
2024年秋から、全業種のフリーランスに拡大の予定



全額自己負担

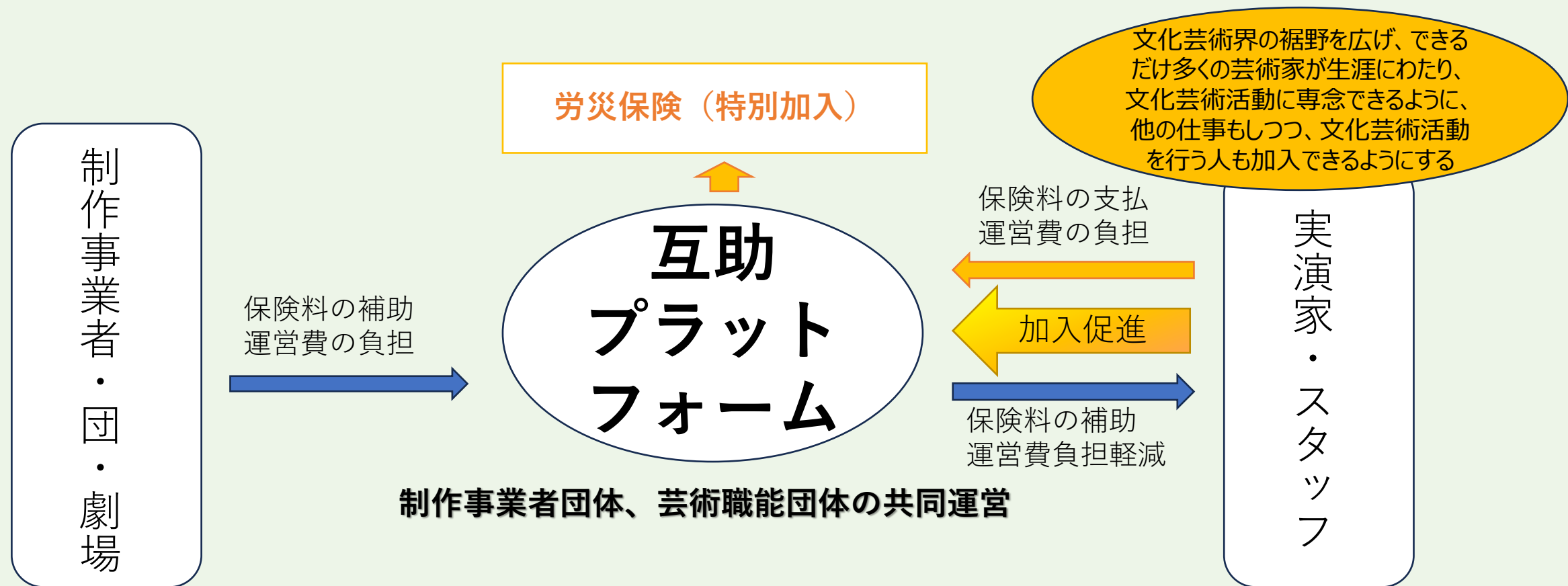
➤ 実演芸術の現場で制作事業者が安全衛生管理責任を負う考えがほぼ確立している

2008年～「劇場等演出空間の運用及び安全に関するガイドライン」
2008年 「放送番組における出演契約ガイドライン」
2022年 一般社団法人日本映画製作適正化機構設立

年間でかかる金額

保険料：給付基礎日額(3,500円～25,000円の範囲で本人が設定) × 365日 × 0.3% [1万円に設定すると保険料10,950円]
特別加入団体への入会費、事務手数料等：約1万円程度

実演芸術の現場を魅力ある職場とするために—業界全体で支える「芸術家のための互助の仕組み」の提案—



【メリット】

- ・少ない負担で、万が一の事故へのリスク軽減と手厚い補償が図れる
- ・信頼できる事業者であることをアピールできる

【共通のメリット】

- ・共同して安全衛生管理責任、就労環境整備に努めていることを社会にアピールできる
- ・補償水準の向上や、民間保険への個別加入に比べ事務負担の軽減が図れる

【メリット】

- ・保険料の補助があり、特別加入がしやすくなる
- ・安心して働ける環境に

労災保険特別加入からスタートし、基盤が整い次第、事業者、実演家それぞれの課題に着手
将来的には、コロナのような非常事態に、公的支援の個人給付の受皿として機能。実演芸術界の社会保障の共通基盤に育てる

ご清聴ありがとうございました

芸団協ウェブサイト内に「芸術家のための互助の仕組み」構築に向けた特設ウェブページを開設しています

TOP > 事業案内 > 調査研究・政策提言事業

調査・提言 セーフティネット研究 これまでの提起

「芸術家のための互助の仕組み」をつくろう

俳優、歌手、舞踊家などの実演家や、イラストレーター、作家、音楽家などの芸術家、撮影、照明、音響などのスタッフの多くは雇用されていないため、さまざまなところから仕事を受けたり、自主企画・制作をしたりして活動しています。こうした芸術家等の活動基盤の脆弱性が、コロナ禍を機にあらためて明るみになりました。仕事が不安定で、収入も低くなりがちな芸術家、スタッフが、安心して安全に働くことができるよう、芸団協では、「芸術家のための互助の仕組み」づくりを提案しています。この仕組みをより良い形で実現していくために、取組を続けてまいります。芸術家、スタッフが、誇りをもって心おきなく安心・安全に続けられる職業として当たり前になる未来のために。ぜひ、皆様の意見をお寄せください。

中間提言

「芸術家のための互助の仕組み」に関する中間提言

詳しく見る

詳しく見る (概要版)

審議のまとめ

令和5年度 芸術家の社会保障等に関する研究会 審議のまとめ

詳しく見る

応援メッセージ



photo by Nobuhiko Hikiki

斎藤 友佳理
(東京バレエ団 芸術監督)

毎日が怪我と隣り合わせだから

バレエはグローバルな芸術で、地球上のいたるところでバレエ公演が催されています。海外の主要なバレエ団は国立や州立、市立など公的機関によって運営されていますが、我が国では民間の細腕に任されています。日本は、世界のバレエ界からバレエ大国とされています。それはバレエがお稽古事文化として発展してきたのが一因かと思いますが、バレエの学習人口は25万人を超えるともいわれています。海外のバレエ団で活動する日本人ダンサーも確認できるだけで350人はいらるようです。優秀な人材がどんどん海外に流出していくのは、日本ではダンサーの待遇面をはじめ活動基盤が脆弱だからです。ダンサーはアスリートと同様、現役で活躍できる期間が限られています。毎日が怪我と隣り合わせで、いつダンサー生命を絶たれるかわかりませんが、日本ではほとんど補償がないのが実情です。私自身、国内のみならず海外でも踊ってきた経験から、彼我の違いに悔しい思いを抱いていました。このたび芸団協が「芸術家のための互助の仕組み」に取り組むことを知り、とても心強く感じています。バレエはもとより、今後の我が国の実演芸術の発展にとって、なくてはならないものです。一日も早い実現を切に願っています。

困ったときに活用できる制度を紹介

報告書、中間提言等のPDF掲載

芸術家からの応援メッセージ

コラム

知っておこう！困ったときに活用できる社会保障制度

ケガや病気では仕事ができない、子育てや介護との両立が難しい、引退後の生活が心配だ... 困った状況に直面した時、助けになるのが社会保障制度です。芸術家、スタッフの皆さんの生活やキャリアを守るために、社会保障制度の活用方法について解説します。

NPO法人 Social Change Agency 代表理事、ポスト申請主義を考える会代表、社会福祉士 横山 北斗

第1回 社会福祉士から見た「芸術家のための互助の仕組み」の意義と可能性

芸術家やスタッフの皆さんが安心して仕事と生活を両立し、キャリアを構築していくために、「芸術家のための互助の仕組み」が目指していることを解説します。

これまでの経緯

年	内容
2020年	新型コロナウイルスが世界的に蔓延 3月 実演芸術活動の維持と鑑賞機会の回復に向けた施策を求める要請書を総理大臣らへ提出
2021年	4月 文化芸術推進フォーラム（事務局：芸団協）が、日本芸術文化振興会とともに、芸術家等のコロナ禍での状況、喫緊の課題等についてアンケート調査を実施 → 詳しくはこちら 4月 芸能従事者が労災保険特別加入制度の対象に 7月 文化芸術推進フォーラムがアンケート調査報告と提言を公表 → 詳しくはこちら 10月 コロナ禍の文化芸術界への影響を把握し、文化芸術の再生に向けた提言を行うためアンケート調査を実施 → 詳しくはこちら
2022年	2月 「実演芸術の再生に向けた提言に関するアンケート」報告書を公開 → 詳しくはこちら 7月 文化庁が「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表 9月 「芸術家の社会保障等に関する研究会」を立ち上げ、ドイツ、フランス、韓国における芸術家のための社会保障制度について調査研究を実施

詳しくはこちら



<https://geidankyo.or.jp/business/safety.html>